

随意契約結果書

<p>工 事 名</p>	<p>浜松（7）施設最適化整備工事 （技術協力業務対象工事）</p>		<p>工事 場所</p>	<p>静岡県浜松市</p>	<p>種別</p>	<p>建築一式</p>	<p>工期</p>	<p>令和8年2月26日 ～ 令和11年2月28日</p>	<p>工事 概要</p>	<p>以下の工事を行うものである。 【建築工事】 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設 ・自転車置場（S-1 延べ面積 約80㎡）新設 ・自転車置場（S-1 延べ面積 約100㎡）新設 上記にかかる建築工事の一部 【土木工事】 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設に伴う建物付帯土木工事一式 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設に伴う建物付帯土木工事一式 【電気工事】 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設に伴う構内配電線路一式 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設に伴う構内配電線路一式 【機械工事】 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設に係る建物付帯工事のうち一部 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設に係る建物付帯工事のうち一部 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設に伴う屋外給汽設備一式 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設に伴う屋外給汽設備一式 【通信工事】 ・隊舎A（RC-4 延べ面積 約5,000㎡）新設に伴う構内通信線路一式 ・隊舎B（RC-5 延べ面積 約6,000㎡）新設に伴う構内通信線路一式</p>
<p>契約の相手方</p>	<p>名称等</p>	<p>浜松（6）施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事 飛島建設・村本建設・常盤工業・浜建 最適化事業建設共同企業体</p>							<p>法人番号</p>	<p>8010001008703 1150001014512 9080401003560 7080401004354</p>
<p>住 所</p>	<p>名古屋市中区錦1丁目5-11</p>									
<p>契 約 金 額</p>	<p>¥6,121,500,000（税込）（ ¥5,565,000,000（税抜） ）</p>									
<p>予 定 価 格</p>	<p>¥6,133,212,580（税込）（ ¥5,575,647,800（税抜） ）</p>									
<p>契 約 年 月 日</p>	<p>令和8年2月25日</p>									
<p>選 定 理 由</p>	<p>会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イに規定する競争に付することが不利と認められる場合に該当するため。</p>									

浜松（7）施設最適化整備工事（技術協力対象工事）に係る契約者の選定経緯

1. 工事概要

(1) 発注者

南関東防衛局

(2) 工事件名

浜松（7）施設最適化整備工事（技術協力対象工事）

(3) 履行場所

静岡県浜松市

(4) 工事内容

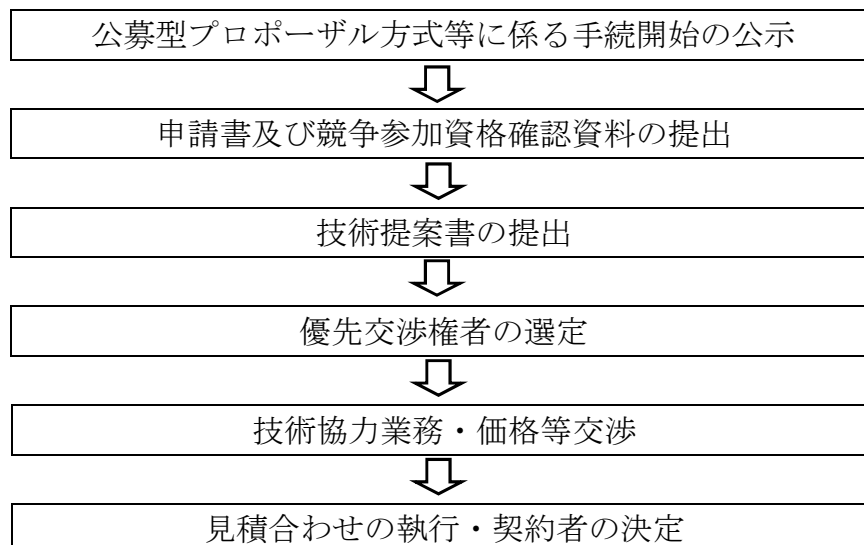
- ・ 隊舎 A 新設（4 階建て／延べ面積約 5,000 m²）
 - ・ 隊舎 B 新設（5 階建て／延べ面積約 6,000 m²）
 - ・ 自転車置場 A 新設（平屋建て／延べ面積 約 80 m²）
 - ・ 自転車置場 B 新設（平屋建て／延べ面積約 100 m²）
- 上記に係る建築工事の一部
- ・ 隊舎 A, B 新設工事に係る建物付帯土木
 - ・ 隊舎 A, B 新設工事に係る構内配電及び通信線路に伴う電気・通信工事一式

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 30 日まで

2. 契約の経緯

(1) 契約者決定の流れ



(2) 契約者決定までの主な経緯

契約者決定までの主な経緯は表－１のとおりである。

表－１ 契約者決定までの主な経緯

日付	内容
令和6年3月15日 ～令和6年3月22日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見徴収 (第1回)
令和6年5月22日	競争参加資格等審査委員会(公示内容確認)
令和6年5月24日	手続開始の公示
令和6年5月24日 ～令和6年6月28日	申請書の提出期間
令和6年7月10日	競争参加資格等審査委員会 (競争参加資格確認・技術提案書提出要請者決定)
令和6年7月12日	競争参加資格確認通知・技術提案書の提出要請
令和6年7月12日 ～令和6年8月9日	技術提案書の提出期間
令和6年8月23日	技術提案書提出者に対するヒアリング
令和6年8月28日 ～令和6年9月5日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見徴収 (第2回)
令和6年9月11日	競争参加資格等審査委員会(優先交渉権者選定)
令和6年9月13日	優先交渉権者選定通知
令和6年10月17日	技術協力業務委託契約締結
令和6年10月17日	基本協定締結、設計協力協定締結
令和7年12月22日 ～令和8年1月20日	価格等交渉(4回)
令和8年1月23日 ～令和8年1月27日	技術提案・交渉方式に係る有識者への意見徴収 (第3回)
令和8年1月28日	競争参加資格等審査委員会(契約相手方特定)
令和8年1月30日	契約者特定通知
令和8年2月17日	見積合わせ
令和8年2月25日	工事請負契約締結

(3) 工事実施者の選定方式

本事案は、浜松基地において、複数の施設を集中的に実施していく大型事業であるとともに、その実施に当たっては、自衛隊の運用に支障をきたさない施工計画・仮設計画等が必要となるなど、発注者が最適な仕様を設定できない工事である。このような工事を着実に実施していくためには、仕様の前提となる条件を確定できない早期の段階から、仮設計画や施工を念頭に置いた技術的な知見・ノウハウを設計に反映することが必要で

ある。このため、設計段階から施工者が設計に関与し、施工者の技術を設計に取り入れる技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を採用することとした。

本方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させ、工事額等を算定したうえで価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結するものである。

(4) 工事実施者の選定体制

技術提案等の審査・評価は、南関東防衛局の競争参加資格等審査委員会に諮ったうえで決定した。

また、審査・評価の中立性・公平性の確保を図るため、下記の学識経験者に公示前、技術審査段階、価格等の交渉段階の3段階において意見聴取を行った。

表－2 意見徴収を行った学識経験者

氏名	所属
守田 正志	横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院 准教授
福手 勤	東洋大学 名誉教授 (元 東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授)
秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部建築学科建築環境設備研究室 教授
小林 幹	工学院大学 名誉教授(元 工学院大学工学部電気工学科 教授)
鈴木 学	公認会計士

3. 競争参加資格確認等

(1) 競争参加資格確認

競争参加資格確認は、競争参加者としての適正な資格と必要な実績を有するかを審査するものである。

(2) 審査結果

令和6年6月28日までに1者の応募があり、1者から提出された申請書について資格審査を行った結果、競争参加資格を満たしていた。

競争参加資格を有する1者に対し、令和6年7月12日付で競争参加資格確認通知及び技術提案書の提出要請を行った。

4. 技術提案等の審査

(1) 技術提案の概要

技術提案の審査に当たり、下記の3提案を求めた。

ア 技術協力業務の実施に関する提案

イ 主たる事業課題に関する提案

(ア) 浜松基地において、飛行場機能を中断させない仮設計画やユーティリティの整備について工事上の注意点や課題及びその対処方法に関する施工計画の提案

(イ) 浜松基地において、様々な用途の建物の工事を実施するにあたり、施工品質を確保した上でコスト抑制に対する考え方や課題及びその方法に関する提案

ウ 不測の事態の想定、対応力に関する提案

浜松基地内及び周辺道路における工事関係車両の安全運航確保に関する提案

(2) 地域貢献度の概要

技術提案以外に競争参加者の地域貢献度について審査することとした。地域貢献度は次の項目について評価した。

ア 建設共同企業体の組成

共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合に評価

イ 地元企業の採用

県内下請け業者への発注予定金額の割合に応じて評価

(3) 審査の概要と結果

技術提案書及び地域貢献度に関する資料は、応募があった1者から提出があった。これら技術提案書等々を評価し、技術協力業務及び価格交渉を行う優先交渉権者を決定した。技術提案の評価は、各者60分のヒアリングを実施し技術提案内容の確認を行ったうえで、上述の提案項目に関する提案内容を審査することで行った。

なお、公示後、技術提案書等の作成に関する質問期間（令和6年7月12日～令和6年7月29日）に、2件の質問を受領・回答している。

審査にあたっての評価基準及び配点は表-3、審査結果は表-4及び表-5のとおりである。

表－3 評価基準及び配点

評価項目		評価基準		配点	
技術 提案	技術協 力業務 に関する 提案	(a) 技術協 力業務の 実施に 関する 提案	理解度	業務目的、現地条件、与条件の内容理解度について、以下である場合に優位に評価する。 ・業務目的、現地条件、与条件に対して、適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い場合。	10点
			実施手順 及び実施 体制	業務実施手順を示す実施フロー及び実施体制について、以下である場合に優位に評価する。 ・実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫がある場合。 ・業務工程で与条件に対して、主要ポイントの抽出に対する着眼点が適切である場合。 ・本業務の内容、規模に対して十分（具体的）な実施体制が確保されている場合。	10点
主たる 事業課 題に関 する提 案		(b) 飛行教育 や警戒監 視任務な ど運用中 断が困難 な部隊が 所在する 浜松基地 において、 飛行場 地区の施 設を整備 する際、 部隊運用 を中断さ せないた めの仮設 計画やユ ーティリ ティの整 備につい て、工事 上の注意 点や課題 及びその 対処	的確性	飛行場地区の施設を整備する際、部隊運用を中断させないための仮設計画やユーティリティの整備について、工事上の注意点や課題及びその対処方法について効果的な施工計画の提案がある場合に優位に評価する。	30点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例等（事例等は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	15点

方法に関する施工計画の提案			
(c) 浜松基地における事案特性（事業内容や条件、部隊任務、地域特性など）を踏まえ、飛行場施設や生活関連施設など様々な用途の建物の工事を集中的に実施するにあたり、施工品質を確保した上で如何に効果的にコスト抑制するのか、その考え方や課題及びその方法に関する提案	的確性	<p>様々な用途の建物の工事を集中的に実施にあたり、施工品質を確保した上で如何に効果的にコスト抑制するのか、その考え方や課題及びその方法について以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場条件等を踏まえ提案された考え方や課題が適切かつ論理的に整理されており、その方法が有効な提案である場合 	30点
	実現性	<p>提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案された内容について、実施事例や類似事例等（事例等は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合 	15点

	不測の事態の想定、対応力に関する提案	(d) 浜松基地で複数の施設の建設工事を同時に実施するにあたり、基地内及び周辺道路における工事関係車両の安全運行を確保するための実効性及び実績を考慮した最も適切な対策の提案	的確性	基地内及び周辺道路における工事関係車両の安全運行を確保するための実効性を考慮した対策について、以下である場合に優位に評価する。 ・着眼点、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対策として、工事関係車両の安全運行を確保するために有効な提案がある場合	20点
			実現性	提案内容の実現性について、以下である場合に優位に評価する。 ・提案された内容について、実施事例や類似事例等（事例等は国内外を問わない。）の記述があり、提案に十分（具体的）な裏付けがある等の場合	10点
小計					140点
その他	地域貢献度	共同企業体の組成	共同企業体の構成員に地元企業が含まれる場合	10点	
			単体の場合又は共同企業体の構成員に地元企業が含まれない場合	0点	
		地元企業の採用	構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の60%以上	10点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の55%以上60%未満	8点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の50%以上55%未満	6点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の40%以上50%未満	4点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の30%以上40%未満	2点	
			構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内下請業者への発注予定金額が請負金額の20%超30%未満	0点	

		構成員が地元企業の場合の出資比率も合わせた県内 下請業者への発注予定金額が請負金額の20%以下	欠格
小計			20点
合計			160点

表－4 審査結果

		A社	-	-
評価項目 (a)	理解度	7.33	-	-
	実施手順及び実施体制	8.0	-	-
評価項目 (b)	的確性	18.0	-	-
	実現性	12.0	-	-
評価項目 (c)	的確性	18.0	-	-
	実現性	9.0	-	-
評価項目 (d)	的確性	14.66	-	-
	実現性	8.0	-	-
小計		94.99	-	-
地域貢献度	共同企業体の組成	10.0	-	-
	地元企業の採用	10.0	-	-
小計		20.0	-	-
合計		114.99	-	-
審査結果		優先交渉権者	-	-

凡例) A社：飛島建設・村本建設・常盤工業・浜建 最適化事業建設共同企業体

表－5 審査結果（技術提案・個別評価）

		A社	-	-
評価項目 (a)	理解度	B	-	-
	実施手順及び実施体制	A'	-	-
評価項目 (b)	的確性	B	-	-
	実現性	A'	-	-
評価項目 (c)	的確性	B	-	-
	実現性	B	-	-
評価項目 (d)	的確性	B	-	-
	実現性	A'	-	-

凡例)

評価項目(a)

理解度

- A : 業務目的、現地条件、与条件について適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が特に高い。
- A' : 業務目的、現地条件、与条件について適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が高い。
- B : 業務目的、現地条件、与条件について整理されており、本業務を遂行するに当たって理解度が評価に値する。
- B' : 業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容が一般的である。
- C : 業務目的、現地条件、与条件について記載があるが、内容が不明確である。
- : 業務目的、現地条件、与条件について記載がない、または内容が不適切である。

実施手順及び実施体制

- A : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が特に優れている。
- A' : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、適切かつ具体的に整理されており、内容が優れている。
- B : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、整理されており、内容が評価に値する。
- B' : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が一般的である。
- C : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載があるが、内容が不明確である。
- : 実施手順の妥当性及び手順上の具体的な工夫、主要ポイントの抽出に対する着眼点、実施体制の確保について、記載がない、または内容が不適切である。

評価項目(b)、(c)

的確性

- A : 提案内容が、評価基準に照らし特に効果の高い提案である。
- A' : 提案内容が、評価基準に照らし効果の高い提案である。
- B : 提案内容が、評価基準に照らし有効な提案である。
- B' : 提案内容が、評価基準に照らし一般的である。
- C : 提案内容が、評価基準に照らし不明確である。
- : 提案内容が、評価基準に照らし不適切である。

実現性

- A : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない部分がある。
- C : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない部分が多い。
- : 評価基準に照らし、提案内容について、実現性が認められない。

評価項目(d)

的確性

- A : 提案内容が、評価基準に照らし特に効果の高い提案である。
- A' : 提案内容が、評価基準に照らし効果の高い提案である。
- B : 提案内容が、評価基準に照らし有効な提案である。
- B' : 提案内容が、評価基準に照らし一般的である。
- C : 提案内容が、評価基準に照らし不明確である。
- : 提案内容が、評価基準に照らし不適切である。

実現性

- A : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が特に高いと認められる十分な裏付けがある。
- A' : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が高いと認められる裏付けがある。
- B : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められる裏付けがある。
- B' : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められない部分がある。
- C : 実施事例や類似事例の記述があり、提案に対する実現性が認められない部分が多い。
- : 実施事例や類似事例の記述がない、または提案に対する実現性が認められない。

5. 価格等交渉

(1) 実施方法

発注者及び優先交渉権者で技術協力業務の契約を締結するに当たり、設計業務及び技術協力業務完了後の工事契約に向けた価格等の交渉に関する基本協定を令和7年1月20日に締結した。

(2) 経過

基本協定に基づき、工事契約に関して優先交渉権者と4回の価格等交渉を実施した。主な経過は以下のとおりである。

【第1回】令和7年12月22日

官側積算については公共積算基準に基づき、単価（労務単価、資材単価、機械経費）については、原則、物価誌等で公表している統一単価及び市場単価を使用している事を確認した。

その中で、型枠、土工及び設備工事の価格については、直近の発注実績を鑑み優先交渉権者の見積を採用する事としたことから優先交渉権者に妥当性が確認できる資料を依頼。土工事に含まれる残土処分単価について官側積算と優先交渉権者の単価に齟齬がある為修正を指示。一般管理費は積算価格算定要領に基づいた算出と乖離が出ないように再検討を依頼し、一部の見積の下請け経費が一般管理費に計上していた為、各直接工事費に計上するよう指示した。

【第2回】令和8年1月14日

官側の建具の単価について、実際の工期と見積条件について実際の齟齬が無いよう見直しを行った。

残土処分費の単価が修正されているか確認した。

【第3回】令和8年1月16日

処分単価について齟齬があったため、修正を指示した。

また、建具工事の一部（ガラス工事）等について積算条件について齟齬があったので修正を指示した。

【第4回】令和8年1月20日

処分単価及び一般管理費の修正を確認し、妥当であることを確認した。型枠、土工及び設備工事の価格について、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できなかったため、「建設工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和4年6月）」3.4.6 価格等の交渉の成立に記載の主要な工種に関して、積算基準、特別調査結果（建設資材及び施工歩掛）、類似実績等、優先交渉権者の見積りの妥当性を確認できる情報が価格等の交渉の段階には存在しない場合において、施工中に歩掛調査を行い、歩掛の実態と施工者の見積りに乖離がある場合、歩掛の実態に応じて工事費用を精算することとした。

総額で乖離が起らないため、価格交渉は成立したこととした。

(3) 価格の妥当性の検証について

優先交渉権者から提出された工種毎における見積額の妥当性の検証については、以下のとおり行い、見積り条件やヒアリング等により確認した。

① 見積歩掛については、施工中に歩掛調査を行い今後精査することを確認した。

② 見積単価については、特別調査を行い今後精査することを確認した。

また、総価において、当初発注者が競争参加資格の確認通知時に設定した参考額と優先交渉権者の見積額について、著しく乖離がないことを確認した。

なお、優先交渉権者の見積額について、当局で同様の積算条件で積算を行った結果、著しく乖離がないことを確認した。

(4) その他

価格等交渉の過程で決定した施工条件等については、特記仕様書に記載し契約に反映させた。

(5) 見積合わせ

実施日時 令和8年2月17日

6. 契約相手方の決定

(1) 工事件名

浜松(7)施設最適化整備工事（技術協力対象工事）

(2) 契約者

浜松(7)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事
飛島建設・村本建設・常盤工業・浜建 最適化事業建設共同企業体

(3) 工事請負契約締結日

令和8年2月25日

(4) 契約金額

予定価格 6,133,212,580円(消費税及び地方消費税を含む)
契約金額 6,121,500,000円(消費税及び地方消費税を含む)

7. 有識者への意見徴収の経緯

本工事の手続きにあたっては、中立かつ公正な審査を行うため、学識経験者に、全3回の意見聴取を行った。

意見徴収日及び意見聴取事項等は以下のとおり。

【第1回意見徴収(公示前)】

(1) 意見徴収日：令和6年3月15日～令和6年3月22日

(2) 意見聴取事項

- ① 技術提案・交渉方式の適用の可否について
- ② 契約手続きの流れ
- ③ 技術提案項目・評価基準について
- ③ 参考額の設定方法について
- ④ 交渉手続について

(3) 主な意見

・技術提案・交渉方式の適用について、適用可と判断する。

【第2回意見徴収(技術審査段階)】

(1) 意見徴収日：令和6年8月28日～令和6年9月5日

(2) 意見聴取事項

- ① 審査結果について
- ② 価格等の交渉手順について

(3) 主な意見

・技術提案に係る評価内容の妥当性について、特段の問題点は無い。

【第3回意見徴収(価格等の交渉段階)】

(1) 意見徴収日：令和8年1月23日～27日

(2) 意見聴取事項

- ① 価格等の交渉経緯について
- ② 価格等の交渉の合意内容について
- ③ 予定価格の算定方法について

④ 公表資料について

(3) 主な意見

- ・本件工事に関し、妥当な金額を確保するために実施されたプロセスは合理的であり妥当であると評価する。
- ・価格等の交渉内容及び工事金額について妥当であると評価する。